

## 核燃料物質の使用に係る許可に関する 審査ガイドの策定についての再検討

令和 3 年 10 月 13 日  
原子力規制庁

核燃料物質の使用に係る許可に関する審査ガイド（以下「審査ガイド」という。）の策定については、令和 3 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 3 年 8 月 18 日）において、核燃料物質の使用の許可及び変更許可の審査を安定的・効率的に進め、かつ、申請者側に予見性を与える観点からも、令第 41 条非該当使用施設等<sup>1</sup>を対象とした審査ガイドの策定に向けた検討を進め、9 月に審査ガイドの案を報告する旨の方針が了承された。

しかし、審査ガイドに記載すべき事項を精査していく過程において、許可基準規則<sup>2</sup>及び解釈<sup>3</sup>等との関係で整理すべき事項が多岐にわたるものと判明したことから、本件については、一旦、前記の方針を撤回し、審査ガイドによらない方法も含め、改めて対応方針案を検討し、原子力規制委員会に諮ることとする。

---

<sup>1</sup>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第 41 条各号に掲げる核燃料物質を使用していない施設。

<sup>2</sup> 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 34 号）

<sup>3</sup> 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規研発第 1311274 号。平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）